

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日

広陵町長 平 岡 仁

広陵町条例第 8 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 3 1 年 1 0 月広陵町条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条ただし書中「1 0 0 分の 1 4 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 1 6 0」と、「1 0 0 分の 1 6 0」を「1 0 0 分の 1 4 5」と、「1 0 0 分の 1 5 0」に、「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 1 6 5」に改める。

別表中

「

| | |
|-----|----------|
| 町長 | 850,000円 |
| 副町長 | 700,000円 |

を

「

| | |
|-----|----------|
| 町長 | 840,000円 |
| 副町長 | 692,000円 |

」

」

に改める。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 1 2 月 1 日から施行する。